



平成28年8月30日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 高田工業所
代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎
(コード番号 1966)
問 合 せ 先 責 任 者 総務部長 副島 淳一
(TEL 093-632-2631)

不適切な会計処理・取引に対する再発防止策の策定等に関するお知らせ

当社は、平成28年7月8日付「第三者委員会の調査報告書受領並びに当社の対応方針等に関するお知らせ」で公表いたしました、第三者委員会が認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言内容を真摯に受け止め、本日開催の取締役会において、下記のとおり、不適切な会計処理・取引に対する再発防止策を策定いたしましたので、お知らせいたします。

また、平成28年8月22日付で、不適切な会計処理・取引に関与又は認識していた関係者の処分を実施しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 再発防止策の策定について

1. はじめに

株主や投資家の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、当社グループの不適切な会計処理・取引並びにそれに伴う金融商品取引法に基づく過年度決算訂正により、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、二度とこのような不祥事が起こらないよう、内部管理体制を強化し、社会からの信用と信頼回復のために、全社をあげて再発防止策の徹底に取り組んでまいります。

再発防止策は、過去にとらわれることなく未来志向で、原理原則に基づいたものとし、確実に実行・定着させ、速やかな企業価値の改善を図ってまいります。

2. 不適切な会計処理・取引が行われた原因

今回の不祥事は、プラント事業本部統括下にある多くの事業所・支社（以下、場所という。）において、長期間かつ常態的に行われており、その実態は、役員・社員の適正な財務報告に関する意識の鈍麻・欠如、受発注業務プロセスの不備、本社による管理・統制機能の脆弱性、コンプライアンス意識の欠如に起因するものと認識しております。

3. 再発防止策の策定方針

上記の原因分析及び第三者委員会による提言を踏まえ、以下を再発防止策の策定方針といたしました。

- ・ 部門横断的な全社レベルでの管理・統制機能の再構築
- ・ 法令に基づく原理原則に則った会社しくみへの移行
- ・ 第三者の客観的な視点を意識した業務改革諸施策の実行と浸透

上記の策定方針に基づき、再発防止策の内容を具体化する過程において、過去の悪習と決別する企業風土改革を実現できる施策となっているか、法令に基づいた原理原則を優先する施策となっているか、従来のルールとしくみについて先入観を排除して見直しを行っているか、不正を未然に防止する内部統制となっているか、情報システムを活用できているか等、の視点を加え、検討を行いました。

4. 再発防止策の内容

以下を再発防止策の重点項目として推進してまいります。

- (1) コーポレート・ガバナンス機能の再構築
- (2) コンプライアンス意識の醸成に向けた取組み
- (3) 透明性の高い業務プロセスの再構築

(1) コーポレート・ガバナンス機能の再構築

①再発防止策の実効性を確保するための外部有識者等の活用

(a) 会社外部の有識者をトップとした諮問機関の設置（平成 28 年 9 月 1 日付）

会社外部の専門的知見を経営に取り入れ、公正かつ客観的な視点で会社の統制機能の実効性を監視することとします。

(ア) 「ガバナンス委員会」の設置

取締役会の任意の諮問機関として、「ガバナンス委員会」を設置します。ガバナンス委員会は、外部有識者（弁護士・委員長）、社外取締役（委員）、監査役（委員）で構成されます。

ガバナンス委員会の目的は、不正リスクの識別と評価及び不正の兆候の把握を行うこととします。具体的には、法令・定款・規程・社会規範等に反する事項の確認、未然防止策の検証、通報制度によるリスク情報の収集状況の確認と対応の検証、役員・社員へのコンプライアンス教育の実施方法と教育結果についての確認等を行い、必要に応じ取締役会へ勧告を行います。また取締役会の実効性評価の監督として外部のコンサルタントが実施する評価についての実施方法や評価結果の確認、検証を行い、取締役会の実効性を確保してまいります。

(イ)「業務改革委員会」の設置

業務執行部門の部門長で構成される部門横断プロジェクトとして、「業務改革委員会」を設置します。業務改革委員会は、外部有識者（公認会計士・委員長）、業務改革担当取締役（副委員長）、本社部門長（委員）、今回新たに設置する業務改革部（事務局機能）で構成されます。

業務改革委員会の目的は、本社部門、場所 部門横断による再発防止策の検討と導入、取締役会決議に基づく再発防止策の確実な実行、再発防止策の定着状況の定期的な評価を行うこととします。

また、業務改革委員会の活動に、会社外部の専門的知見を取込むため、アドバイザーとして、PwCビジネスアシュアランス合同会社を起用します。

(b) 外部のコンサルタントによる取締役会実効性評価の実施

取締役会実効性評価ツールの活用により、取締役会が適切に機能しているかを定期的に検証し、問題点等の把握を行い、その改善を図ることで、取締役会の機能の実効性を高めることとします。

② 全社レベルでの統制機能強化を念頭に置いた本社組織の見直し

(a) 業務改革部の新設（平成 28 年 7 月 9 日付）

再発防止策の導入推進を行うための事務局機能を担当する、「業務改革部」を新設しました。当部の目的は、業務改革委員会の策定した実効性の高い再発防止策の導入を推進し、再発防止策の定着状況の定期的評価を行うことを支援するほか、再発防止策導入関連の事務局機能を担うこととなります。

(b) 内部統制部の名称変更と機能の強化

内部監査部門として機能の明確化のため「内部監査部」へ変更します。加えて、その機能強化のため、内部監査要員の増員や外部専門家の活用などにより、不正の兆候に対する感度を高め、不適切な会計処理・取引等を早期に発見・是正し、もしくはその発生を予防するよう内部監査を実施します。

また、これまでの内部監査では、問題に対して指摘をし、都度改善を促すというやり方でしたが、問題の本質的な原因の調査が十分にされず、その結果、不適切な会計処理・取引が長年にわたり見過ごされていました。内部監査部に、不正の兆候に対する調査と改善措置までの責任と権限を付与することで、内部監査機能を強化します。

(c) コンプライアンス推進室機能の改善

新たに取引先等も対象とした外部通報窓口を設置し通報制度の拡充を図ります。また、通報内容をガバナンス委員会及び、取締役会、監査役会に正確に伝わるよう情報伝達ルールについて整備を行います。

(d) 財務部機能の強化

現行の財務部の体制では、各場所・営業部門に対して、結果として十分な牽制機能を果たすことができませんでした。このため、不適切な会計処理・取引を防ぐための牽制機能の強化を行います。部員の増員により、受注から、完成工事高の計上、債権管理までの一連の流れについてのチェックを財務部で行い、かつリスクの度合いに応じた管理手法を導入することで、各業務処理における正確性、網羅性等を検証し、各場所・営業部門に対する牽制機能を発揮できるようにします。

また現状、事業統括部に存在する業績管理機能を新たに財務部が担うことにより、期初、期中から決算期末に至る財務数値の内容把握を行い、決算数値の正確性を担保します。

(e) 法務リスクを所管する部門の新設

法令遵守した会社経営を推進するため、総務部他に分散していた各種法務リスク対応機能を集約し、「法務部」を新設します。顧客契約、訴訟、建設業法、知財をはじめとした各種法務リスクに対応してまいります。また、外部から人材を招へいし、専門性を高めていくこともあわせて検討いたします。

(f) 調達部機能の強化

各場所に発注権限を過度に委ねたことにより、下請業者との不正取引が発生したことに鑑み、場所発注業務に対する牽制を働かせるために、各場所の調達担当者を本社調達部との兼任とし、その中で調達責任者を選任し、決裁する体制とします。また、現在、調達部とプラント事業本部 企画管理部に存在する外注管理機能について、調達部に一本化し、その権限と責任を明確にします。

(2) コンプライアンス意識の醸成に向けた取組み

① 企業風土改革と不正防止に有効かつ実効性のある内部統制の整備

(a) 「TAKADAグループ行動規範」の再徹底

当社「社是」「経営理念」「行動指針」「コンセプトワード」を盛り込んだ『企業憲章』及び「行動基準と遵守事項」を定めた『TAKADAグループ行動規範』について、役員・社員への再徹底を図り、不正行為を許さないコンプライアンス意識の醸成に努めます。

(b) 通報制度の拡充

従来の社内通報窓口に加え、より広くリスク情報の提供を受けるために、取引先等も対象とした外部通報窓口の設置を行います。

(c) 風通しのいい組織であるための雰囲気づくりと情報伝達の改善

会社全体が隠ぺい意識を持つことがないように、経営陣自らが先頭に立ち、役員・社員間の情報伝達を円滑化し、自社に不都合な情報も含め、部門横断で正しい経営情報が共有できる体制を構築します。

②役員・社員全員を対象にした「コンプライアンス意識の醸成」のための教育プログラム強化

(a) 外部専門家（会計・税務・法務）による計画的な研修実施

適正な財務報告に対する意識醸成を目的として、役員・所属長を対象に今回の不正事例をテーマにしたワークショップ形式の研修や全社員を対象に資格別の区分による階層別教育を実施します。

また、継続した教育プログラムとして、eラーニング受講について、コンプライアンス推進室を中心に計画、実施していきます。

(b) 場所長、事務責任者に対する就任前教育と定期的な教育のルール化

場所の運営管理者として、習得すべき会計・税務・法務の知識について、就任前教育を実施します。また、役職就任後も定期的に教育を行っていくこととします。

(3) 透明性の高い業務プロセスの再構築

①各種規程、マニュアルの整備・改善の早期実施と社内への周知徹底

(a) 完成工事高計上プロセスの明確化とモニタリングの実施

工事完了時期の判定に係わる業務プロセス機能強化として、客観的証拠である外部証憑に基づき、完成工事高を計上するしくみを導入します。そのうえで、外部証憑に基づき完成工事高が計上されているか財務部がモニタリングを行うこととします。

(b) 間接費計上基準の明確化とモニタリングの実施

本来工事と直接関係しない間接費を工事の原価として計上し、不適切な会計処理・取引を実施していました。間接費の適正な計上についての基準を明確にし、その発生状況を財務部がモニタリングを行うこととします。

(c) 交際費予算設定の見直しと使用基準の厳格化

営業活動の実態を考慮した交際費予算配分の見直しを行います。また、適正な会計処理を意識付けるため、使用が許可される場合と許可されない場合について具体的な例示を行い、使用にあたって提出する申請書について明記した規程を制定します。使用実績について、予算管理部門である経営企画部に加えて、財務部、内部監査部によるモニタリングの強化も行います。

②不正防止や組織の活性化につながる人事政策の見直し

(a) 人事評価基準の明確化

人事評価基準にコンプライアンス遵守状況の項目を追加します。特に場所管理課員の人事評価には、会計ルールを理解及び遵守状況などの視点を加えます。

(b) 人事ローテーションのルール化

人事の硬直化による閉鎖的な組織となることを防ぐため、適正な人事ローテーションのルール化を行い、人事ローテーションを実施します。

(c) 懲戒規程項目の見直しと懲戒処分の厳格化

役員・社員全員に対する不正行為の根絶に向けた意識醸成のため、不適切な会計処理・取引を含めた懲戒項目の拡大と懲戒区分の細分化により、厳正な人事処分を行います。

③業務フローの見直しとモニタリング強化

(a) 受注、完成工事高計上、入金までの業務プロセスに対する本社部門の牽制機能強化

各業務プロセスにおける会計処理の正確性、網羅性等についてのチェックを本社部門が実施します。

具体的には財務部により、受注計上と注文書情報の差異チェック、完成工事高計上の期間帰属の妥当性について根拠となる外部証憑とのチェック強化、債権管理入力データのチェックを行います。また、プラント事業本部企画管理部他により、各場所で月次に実施されている完成工事高計上予定工事を確認するための生産会議の運営ルール見直しを行い実効性の向上を図ります。

(b) 決裁の実効性を確保するための決裁ルートの見直し

受注・生産に関する決裁権限について、営業本部、プラント事業本部で完了するものについて、本社からの牽制が機能するように、経営企画部、財務部を加えた決裁ルートの見直しを行います。

(c) 印章管理ルールの改善

役職印の不適切な使用による不正発生を防ぐため、印章管理ルールを改善した規程の見直しを行います。

(d) 債権残高確認手順の明確化

決算期末に実施される会計監査人による残高確認手続きにおいて、会計監査人への説明責任を果たすため、残高確認差異調査を行うためのフォローアップマニュアルを作成します。

(e) 不正取引防止のための管理強化

各場所発注業務に対して牽制が働くしくみを構築します。具体策として、新たに各場所では調達責任者（本社調達部兼任）を選任し、全ての発注業務に関して決裁を必須とし、場所長、事務責任者を含めた、決裁ルートを厳格化します。

また、調達責任者を本社に集めての全社調達会議の開催頻度を増加させます。

加えて、取引業者選定プロセスの明確化や定期的な取引先調査を行います。

(f) 目標設定及び場所業績管理についての見直し

目標設定及び場所業績管理についての考え方を、短期的な視点だけでなく、中期的な視点を加えることで、実態にあった合理的な目標設定及び場所業績管理に変更します。当社が場所に求める業績報告についても、短期の業績数値だけでなく、中期的な課題について、本社と一体となり対策を検討するものに変更します。

業績管理についての見直しと同時に、赤字工事及び原価率悪化工事の承認プロセスについても、工事単体の評価から客先別、中期的動向等の観点も考慮したものとします。

(g) 内部監査の手法の改善と社内他部門との連携強化

不正が起りやすい領域に絞った調査、抜き打ち監査などの内部監査手法の見直しや不正の兆候が生じた場所指定による特別監査、子会社（高田プラント建設）の内部統制強化を実施します。

また、不正リスクに関連した対応組織（ガバナンス委員会、監査役会、コンプライアンス推進室）との連携強化を行い、不正リスクの評価状況、不正の兆候の有無の把握を行い、内部監査の計画立案に活用します。

④情報システムによる統制機能強化

(a) 業務システムの改良

受注生産システムを含む、システム入力の厳格化やエラーチェックによりデータの信頼性を高め、信頼性の担保されたデータを活用し、本社のモニタリング機能を強化します。

(b) 社内文書の電子データ化

各種申請書、伺書を電子データ化することで、データによりチェック、監視できる環境を整備します。社内文書を電子化することによりセキュリティの強化を図ると同時に、電子データの取扱いについてルールを徹底し、管理を強化します。

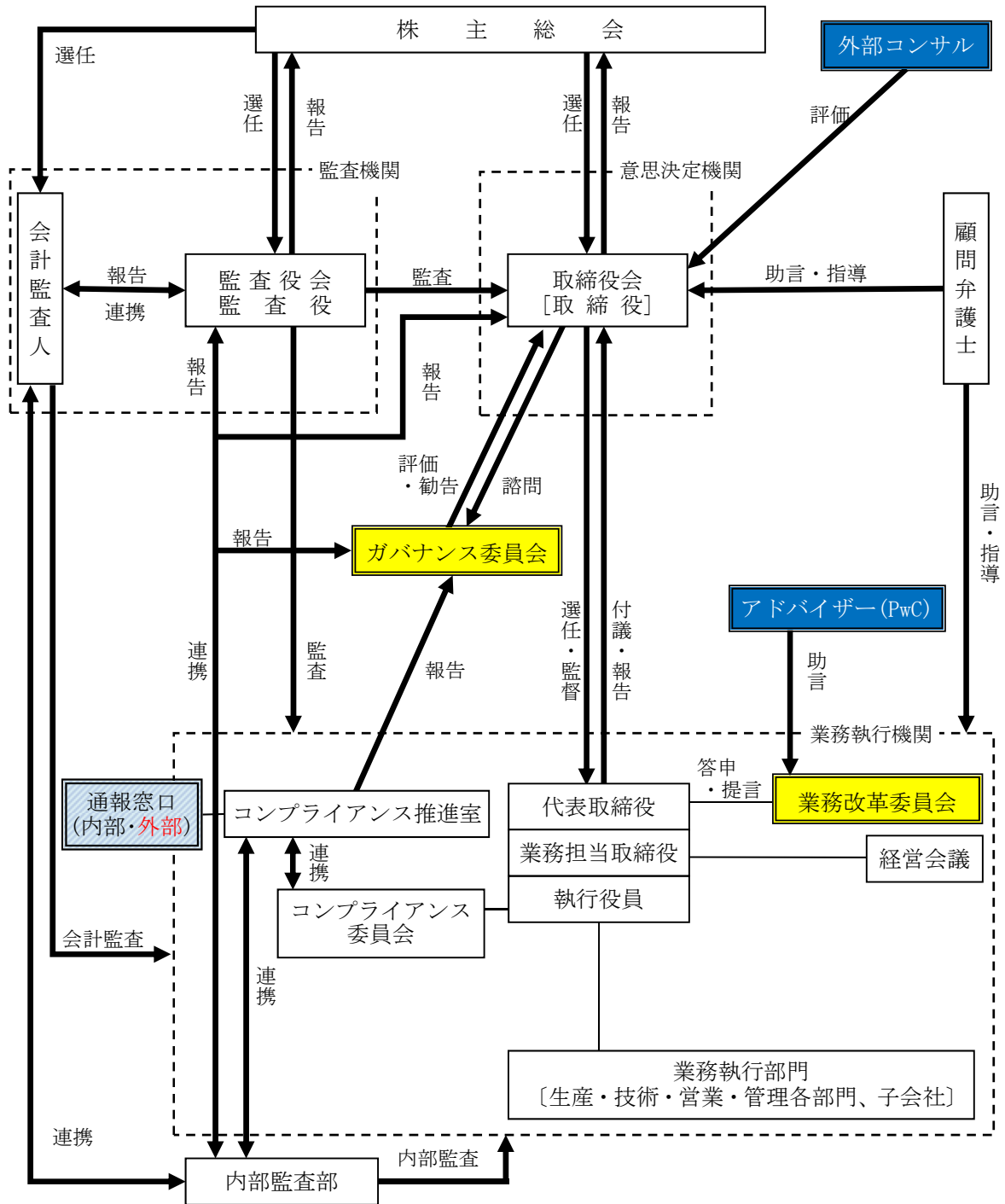
(c) グループ各社の会計データチェックによるグループ管理強化

四半期毎に財務諸表とそれに関連する会計データを財務部に提出させ、財務部がモニタリングを行うことで、不適切な会計処理に対する牽制を行います。

5. 再発防止策に関するスケジュール

本日公表いたしました上記の再発防止策の内容を確実に実行していくことで、平成 28 年 12 月末までに定着に向けての再整備を図り、平成 29 年 1 月からモニタリングを含めた運用を開始してまいります。

[コーポレート・ガバナンス体制の概要]



II. 関係者の処分等について

平成 28 年 8 月 22 日付で、不適切な会計処理・取引への関与又は認識等に応じて、関係者の処分等(懲戒等)を実施いたしました。なお、平成 28 年 7 月 8 日付で公表いたしました関係者の処分等と併せた、本件に関する処分等(懲戒等)の内容は次のとおりです。

【懲戒等の対象者】

取締役： 7 名

執行役員： 3 名

顧問： 4 名

社員： 58 名

※懲戒等の内容には、役員の前辞任による退任を含めております。

以 上